

令和 4 年 4 月からの特定工事請負契約の作業報酬下限額を決定しました

令和 4 年 3 月 25 日（金）に開催された令和 3 年度第 2 回川崎市作業報酬審議会において、契約により市の事務又は事業の実施に従事する者に支払われる「特定工事請負契約の作業報酬下限額」について全会一致で決議され、その内容について、同日、川崎市へ答申されました。

川崎市では、答申を踏まえ、「特定工事請負契約の作業報酬下限額」を次のとおり定め、令和 4 年 4 月 1 日（金）に告示いたしました。

1 答申された内容

作業報酬下限額（川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる特定工事請負契約に従事する者に対して支払われるべき 1 時間当たりの作業報酬の下限の額）について

2 本市で決定した「作業報酬下限額」

答申で示された「作業報酬下限額」（別紙）のとおり

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日（金）

施行日以降に公告する川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する特定工事請負契約について適用します。

【問合せ先】

川崎市財政局資産管理部契約課 大塚
電話 (044) 200-2096
FAX (044) 200-9901

別紙: 特定工事請負契約の作業報酬下限額

施行日以降に公告する特定工事請負契約から適用する。
ただし、施行日より前に公告し、かつ、施行日以降に契約を締結する案件のうち、令和3年3月の公共工事設計労務単価で積算し、契約締結後に令和4年3月の公共工事設計労務単価に基づき変更契約を締結する案件については、当該作業報酬下限額を適用する。

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	2,979
普通作業員	2,565
軽作業員	1,748
造園工	2,473
法面工	3,059
とび工	3,220
石工	3,140
ブロック工	2,887
電工	2,829
鉄筋工	3,036
鉄骨工	2,956
塗装工	3,485
溶接工(機械工)	3,680
運転手(特殊)	3,025
運転手(一般)	2,588
潜かん工	3,577
潜かん世話役	4,244
さく岩工	3,600
トンネル特殊工	3,841
トンネル作業員	2,910
トンネル世話役	3,899
橋りょう特殊工	3,462
橋りょう塗装工	3,588
橋りょう世話役	4,014
土木一般世話役	3,105
高級船員	3,508
普通船員	2,783

職種	作業報酬下限額
潜水士	4,796
潜水連絡員	3,381
潜水送気員	3,266
山林砂防工	3,094
軌道工	5,417
型わく工	3,048
大工	2,944
左官	3,151
配管工	2,634
はつり工	2,944
防水工	3,197
板金工	3,278
サッシ工	3,025
内装工	3,278
ガラス工	3,036
建具工	2,795
ダクト工	2,645
保温工	2,657
設備機械工	2,680
交通誘導警備員A	1,875
交通誘導警備員B	1,633
電気通信技術者	3,807
電気通信技術員	2,565
機械設備製作工	2,933
機械設備据付工	2,944